

平成 30 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社ミライト・ホールディングス  
 代 表 者 代表取締役社長 鈴木 正俊  
 (コード番号：1417 東証第一部)  
 問合せ先 取締役財務部長 桐山 学  
 (T E L 03-6807-3124)

**株式会社ミライトによる株式会社ホープネットの株式交換及び  
 株式交換のための子会社への第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ**  
 (会社法第 800 条の規定に基づく子会社による親会社株式取得)

当社は、平成 30 年 8 月 1 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本自己株式処分は、当社の完全子会社である株式会社ミライト（以下、「ミライト」といいます。）が、同社の子会社である株式会社ホープネット（以下、「ホープネット」といいます。）との間で、当社普通株式を対価とした株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施し、ミライトを株式交換完全親会社、ホープネットを株式交換完全子会社とするためのものであります。

なお、本株式交換については連結ベースの影響が軽微であるため、開示内容を一部省略しております。

記

I 自己株式の処分について

1. 処分要領

(1) 処分期日	平成 30 年 9 月 20 日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 49,200 株
(3) 処分価額	1 株につき金 1,732 円
(4) 資金調達の額	85,214,400 円
(5) 処分方法	第三者割当の方法によります。
(6) 処分先	株式会社ミライト
(7) その他	①本自己株式処分につきましては、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 ②処分後の自己株式数 5,630,584 株（平成 30 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準に、平成 30 年 6 月 22 日にミライトに対し実施した株式会社日設の株式交換のための第三者割当による自己株式の処分 160,800 株を含みます。但し、平成 30 年 3 月 31 日以降の単元未満株式の買取り及び売渡し分は含んでおりません。）

2. 処分の目的および理由

当社グループの主力分野である情報通信分野においては、固定通信では光回線と多様なサービスを組み合わせて提供する光コラボレーションモデルの普及、移動体通信では第 4 世代移動通信システム（4G）の高度化や、新たな周波数帯でのサービスが開始されています。加えて、本格的な IoT 時代の

到来に向けてビッグデータ等を活用した新たなソリューションに対する需要の高まりや、2020年に向けた社会インフラの再構築等、事業環境は大きく変化しております。

このような社会構造、通信環境の変化に対応するため、当社グループは第3次中期経営計画（2017年度～2020年度：2017年4月28日発表）を策定するとともに、クラウド、ストックビジネス、Wi-Fi、ソフトウェア、環境・エネルギー、グローバル等多くの成長分野（フロンティアドメイン）を積極的に拡大する努力を続けてまいりました。

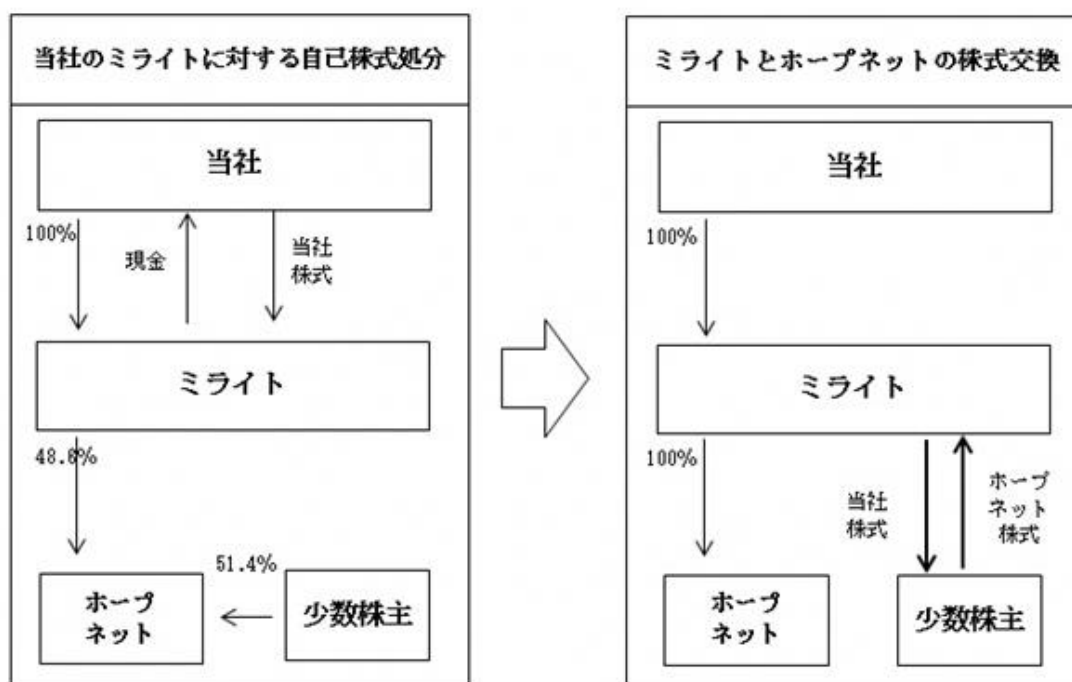
一方で営業効率向上による受注拡大、生産性の高い施工体制の構築、徹底した現場力強化により、経営基盤の拡充に継続して取り組み、利益重視の事業運営を推進してまいりました。

また、労働力の確保、労働者派遣法改正への対応と派遣事業の競争力強化を図るため、平成28年10月に当社グループ内の人材派遣会社を統合再編し、持分法適用関連会社であったホープネットを子会社化したしました。

今般、グループの中核企業であるミライトと、IT技術者の派遣を中心とした労働者派遣事業及び有料職業紹介事業を主な事業としているホープネットとの資本関係を再構成し、より緊密な関係を構築することで、ホープネットが会社設立以来培ってきた技術力、顧客基盤、人材供給力等を積極的に活かし、今後の成長分野において業務遂行に必要な人材確保と育成（資格取得等）を強化すると共に、当社の得意分野であるソリューション事業とのシナジー創出、また、グループ内の業務効率化に向けて間接業務等のアウトソーシングの推進等により、グループとしての収益力、競争力の向上に繋がるものと判断するに至り、平成30年10月1日を効力発生日とする本株式交換により、ホープネットをミライトの完全子会社とすることといたしました。

本株式交換の実施にあたり、上記の目的を実現するとともに、(i)現金ではなく、当社の普通株式を対価として交付することにより、ホープネットの少数株主の皆様にも本株式交換によるシナジーの共有機会を提供できること、(ii)当社グループとして、当社及びミライト間の100%親子会社の関係を維持する必要があること等を勘案し、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本株式交換の対価としては、ミライトの株式ではなく、上場会社である当社の普通株式を割り当てることとするため、当社は本株式交換に先立ってミライトに対し自己株式を割り当ていたします。本自己株式処分は、本株式交換を実施するために必要となる当社普通株式を株式交換完全親会社であるミライトに取得させることを目的とするものであります。

なお、当該取引によるミライトの当社の普通株式の取得は、会社法第800条に基づく子会社による親会社株式の取得であります。



### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

処分価額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
85,214,400円	—	85,214,400円

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本自己株式処分は、本株式交換を実施するために必要となる当社普通株式を株式交換完全親会社であるミライトに取得させることを目的とするものであります。したがって、上記差引手取概算額 85,214,400 円については、使途を特定せず、平成 30 年 9 月以降業務運営に資するため運転資金に充当する予定であり、実際の支出までは当社銀行預金口座で管理いたします。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分は、前記「2. 処分の目的および理由」に記載のとおり、本株式交換を実施するために行う取引であり、資金調達を目的とするものではありません。

### 5. 処分条件等の合理性

#### (1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分決定日の前日までの直近 3 ヶ月間（平成 30 年 5 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である 1,732 円（円未満切捨て）といたしました。

本自己株式処分決定日の前日までの直近 3 ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値を処分価額としたのは、当社は平成 30 年 3 月期決算発表を平成 30 年 4 月 27 日に行っており、当社の最近の業績動向を勘案した株価であること、また、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を確保することができると判断したためであります。

また、当該株価は東京証券取引所における本自己株式処分決定の前日（平成 30 年 7 月 31 日）の終値 1,716 円との乖離率が+0.93%（小数点以下第 3 位を四捨五入）、直近 1 か月間の終値の平均値である 1,669 円（円未満切捨て）との乖離率が+3.77%（小数点以下第 3 位を四捨五入）、直近 6 ヶ月間の終値の平均値である 1,701 円（円未満切捨て）との乖離率が+1.82%（小数点以下第 3 位を四捨五入）となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 4 名（うち 2 名は社外監査役）全員が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

#### (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により処分される普通株式数は合計 49,200 株であり、平成 30 年 3 月 31 日時点の当社発行済普通株式総数 85,381,866 株に対する希薄化率は 0.06%（小数点第 3 位を四捨五入、総議決権数 793,266 個に対する割合 0.06%）と小規模であることから、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本株式交換により当社の連結経営体制が一層強化され、経営資源の最適かつ効率的な活用を通じ、当社の企業価値向上に資するものと考えられることから、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、平成 30 年 6 月 22 日にミライトに対し実施した株式会社日設の株式交換のための第三者割当による自己株式の処分（普通株式数 160,800 株）と合わせた平成 30 年 3 月 31 日時点の当社発行済普通株式総数 85,381,866 株に対する希薄化率は 0.25%（小数点第 3 位を四捨五入、総議決権数 793,266 個に対する割合 0.26%）となります。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要 (平成30年6月30日現在)

(1) 名称	株式会社ミライト			
(2) 所在地	東京都江東区豊洲五丁目6番36号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中山 俊樹			
(4) 事業内容	情報通信エンジニアリング事業等			
(5) 資本金	5,610百万円			
(6) 設立年月日	昭和19年12月			
(7) 発行済株式数	41,112,324株			
(8) 決算期	3月31日			
(9) 従業員数	(連結) 5,067名			
(10) 主要取引先	東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ			
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社三菱UFJ銀行			
(12) 大株主及び持株比率	当社 100%			
(13) 当事会社間の関係				
資本関係	当社は、ミライトの議決権総数の100%を所有しております。			
人的関係	当社の取締役2名が、ミライトの取締役を兼任しております。			
取引関係	当社は、ミライトからグループ経営管理料を受け取っています。			
関連当事者への該当状況	当社は、ミライトの親会社であり、関連当事者に該当します。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(連結)※単位：百万円。特記しているものを除く。				
	決算期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
純資産		82,611	85,891	94,777
総資産		133,644	133,066	145,584
1株当たり純資産(円)		1,932.30	2,004.51	2,256.72
売上高		178,826	175,082	197,997
経常利益		5,148	7,939	14,505
親会社株主に帰属する当期純利益		2,947	4,911	9,486
1株当たり当期純利益(円)		71.68	119.46	230.75
1株当たり配当金(円)		46.29	47.09	89.81

(注)1 平成28年3月期の1株当たり配当金には、親会社株式1,073株の現物配当を含めておりません。

2 処分予定先であるミライトは、株式会社東京証券取引所の上場会社である当社の完全子会社であります。また、当社は、株式会社東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書(平成30年6月27日付)「IV内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載しているとおり、「ミライトグループ企業倫理憲章」において、企業の存立基盤である地域社会との積極的なコミュニケーションを図り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、「金を出さない」「関係を持たない」「恐れない」を基本原則として規定し、毅然とした態度で対応することを掲げ、ミライトを含む当社グループ内での周知徹底を図る等、必要な対応を行っております。以上から、当社としては、ミライト及びその役員は反社会的勢力又はその関係者と一切関係が無い旨を確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## (2) 処分先を選定した理由

本株式交換は、前記「2. 処分の目的および理由」に記載のとおり、ミライト及びホープネットが両社のリソースを有効活用することにより最大限のシナジーを発揮し、収益力、競争力の強化を図ることを目的としておりますが、その目的を実現するとともに、(i) 現金ではなく、当社の普通株式を対価として交付することにより、ホープネットの少数株主の皆様にも本株式交換によるシナジーの共有機会を提供できること、(ii) 当社グループとして、当社及びミライト間の100%親子会社の関係を維持する必要性があること等を勘案し、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本株式交換の対価としては、ミライトの株式ではなく、ミライトの完全親会社である当社の普通株式を割り当てることとしました。したがって、当社は、ミライトを本自己株式処分の処分予定先として選定しました。

## (3) 処分先の保有方針

処分先であるミライトは、割り当てられた当社の株式すべてを本株式交換の対価として使用する予定です。また、当社はミライトが割り当てを受けた日から2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、ミライトから確約書を取得する予定です。

## (4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分先であるミライトの払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、ミライトの連結貸借対照表（平成30年3月31日現在）により確認しております。

ミライトの平成30年3月期の連結貸借対照表（平成30年3月31日現在）における現金及び預金は3,213百万円になります。

## 7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成30年3月31日現在）		処分後	
住友電気工業株式会社	19.01%	住友電気工業株式会社	19.01%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5.58%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.38%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.38%
住友電設株式会社	2.91%	住友電設株式会社	2.91%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2.75%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1.66%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1.54%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1.54%
株式会社みずほ銀行	1.44%	株式会社みずほ銀行	1.44%
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	1.42%	THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	1.42%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1.38%	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1.38%

(注) 1. 平成30年3月31日現在の株主名簿を基準に、平成30年6月22日にミライトに対し実施した株式会社日設の株式交換のための第三者割当による自己株式の処分 160,800株を含めて記載をしております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式5,840,584株（平成30年3月31日現在）は処分後5,630,584株となります。

8. 今後の見通し

本自己株式処分による当社の平成31年3月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高	269,537	283,236	312,967
営業利益	6,127	10,061	16,715
経常利益	6,735	10,590	17,838
親会社株式に帰属する 当期純利益	3,631	6,437	11,504
1株当たり当期純利益	44.65	79.81	145.41
1株当たり配当金（円）	30	30	35
1株当たり純資産（円）	1,511.74	1,570.53	1,733.14

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年6月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	85,381,866株	100%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	12,098,548株	14.17%
下限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	1,335 円	911 円	1,107 円
高 値	1,491 円	1,195 円	1,760 円
安 値	736 円	827 円	1,040 円
終 値	896 円	1,093 円	1,694 円

②最近6ヵ月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	1,608 円	1,705 円	1,694 円	1,705 円	1,702 円	1,716 円
高 値	1,760 円	1,717 円	1,774 円	1,908 円	1,849 円	1,755 円
安 値	1,548 円	1,591 円	1,634 円	1,531 円	1,681 円	1,593 円
終 値	1,717 円	1,694 円	1,734 円	1,707 円	1,716 円	1,716 円

③処分決議日直前取引日における株価

	平成30年7月31日現在
始 値	1,734 円
高 値	1,734 円
安 値	1,709 円
終 値	1,716 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①業績連動型株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式処分

処 分 期 日	平成28年9月30日
資 金 調 達 の 額	388,896,600 円
発 行 価 額	1,086 円
処分時における発行済株式数	85,381,866 株
処 分 株 式 数	普通株式 358,100 株
処分後における発行済株式総数	85,381,866 株
割 当 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
処分時における当初の資金使途	運転資金に充当
処分時における支出予定時期	平成28年9月30日
現時点における充当状況	全額充当済み

②子会社への第三者割当による自己株式の処分

処 分 期 日	平成29年9月22日
資 金 調 達 の 額	191,541,000 円
発 行 価 額	1,303 円
処分時における発行済株式数	85,381,866 株
処 分 株 式 数	普通株式 147,000 株
処分後における発行済株式総数	85,381,866 株
割 当 先	株式会社ミライト
処分時における当初の資金使途	運転資金に充当
処分時における支出予定時期	平成29年9月22日
現時点における充当状況	全額充当済み

処 分 期 日	平成30年6月22日
資 金 調 達 の 額	282,204,000 円
発 行 価 額	1,755 円
処分時における発行済株式数	85,381,866 株
処 分 株 式 数	普通株式 160,800 株
処分後における発行済株式総数	85,381,866 株
割 当 先	株式会社ミライト
処分時における当初の資金使途	運転資金に充当
処分時における支出予定時期	平成30年6月22日
現時点における充当状況	全額充当済み

③ 2021年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

払 込 期 日	平成 28 年 12 月 29 日
資 金 調 達 の 額	16,500,000,000 円
転 換 価 額	1,368 円 (当初)
募集時における発行済株式数	85,381,866 株
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額 (1,368 円) における潜在株式数 : 12,061,403 株 現在の転換価額 (1,363.8 円) における潜在株式数 : 12,098,548 株
現時点における転換状況	転換済株式数 : 0 株 (残高 16,500,000,000 円、転換価額 1,363.8 円)
発行時における当初の資金使途	①平成28年6月に実施したLantrovision(S)Ltd社買取に関わるブリッジローンの返済資金 ②自己株式取得資金 ③当社子会社の長期借入金返済
発行時における支出予定時期	平成 28 年 12 月～平成 29 年 3 月
現時点における充当状況	全額充当済み

1.1. 処分要項

(1) 処分する株式の種類及び数	普通株式 49,200 株
(2) 処分価額	1 株につき金 1,732 円
(3) 資金調達の額	85,214,400円
(4) 処分方法	第三者割当の方法によります。
(5) 処分先	株式会社ミライト
(6) 申込期日	平成30年9月20日
(7) 払込期日	平成30年9月20日
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

II 株式交換について

1. 本株式交換の日程

平成 30 年 8 月 1 日	本株式交換契約締結の取締役会決議 (当社、ミライト、ホープネット)
平成 30 年 8 月 1 日	本株式交換契約締結日 (ミライト、ホープネット)
平成 30 年 9 月 6 日 (予定)	株式交換承認臨時株主総会 (ホープネット)
平成 30 年 10 月 1 日 (予定)	本株式交換の実施予定日 (効力発生日)

(注1) ミライトは、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

(注2) 本株式交換の実施予定日 (効力発生日) は、両社の合意により変更されることがあります。

2. 本株式交換に係る割当ての内容

	ミライト (株式交換完全親会社)	ホープネット (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	80
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式 : 49,200 株	

(注1) 株式の割当比率

ホープネット株式1株に対して、当社の普通株式80株を割当て交付いたします。ただし、ミライトが保有するホープネット株式581株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記に記載の本株式交換に係る割当比率 (以下「本株式交換比率」とい



ます。)は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ、変更される事があります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社普通株式：49,200株

ミライトは、本株式交換によりホープネットの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるホープネットの株主の皆様（ただし、ミライトを除きます。）に対し、その保有するホープネット株式に換えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当て交付いたします。従いまして、ミライトは、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

(注3) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換により、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなるホープネットの株主の皆様においては、所有株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することとなりますが、単元未満株式については取引所市場において売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

- ・ 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）  
会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、当社に対し、所有されている単元未満株式の買取を請求することができる制度です。
- ・ 単元未満株式の買増請求（1単元（100株）への買増）  
会社法第194条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、当社に対し、単元株式に不足する株式数の市場価格による買増しを請求し、ご所有の単元未満株式と合わせて1単元（100株）にすることができる制度です。

### 3. 株式交換に係る割当ての内容の根拠等

#### (1) 割当ての内容の根拠および理由

ミライトおよびホープネットは、本株式交換比率の算定に当たって公正性および妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、株式会社ストリーム（以下、「ストリーム」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定しました。

ミライトおよびホープネットは、第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、ミライトがホープネットに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉および協議を重ねてまいりました。

その結果、ミライトおよびホープネットは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成30年8月1日に開催されたミライトおよびホープネットの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

#### (2) 算定に関する事項

##### ①算定機関の名称および上場会社との関係

第三者算定機関であるストリームは、ミライトおよびホープネットからは独立した算定機関であり、ミライトおよびホープネットの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## ②算定の概要

ストリームは、ミライトの親会社である当社については金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を採用し、ホープネットについては将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、平成 30 年 7 月 31 日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における、算定基準日の終値 1,716 円、算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値である 1,669 円（円未満切捨て）、3 ヶ月間の終値の単純平均値である 1,732 円（円未満切捨て）および 6 ヶ月間の終値の単純平均値である 1,701 円（円未満切捨て）を採用しています。

DCF 法においては、ホープネットが作成した平成 31 年 3 月期から平成 34 年 3 月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、ホープネットが将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しています。なお、DCF 法の算定の根拠としたホープネットの財務予測において、大幅な増減が見込まれている事業年度はありません。

DCF 法による当社株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の評価レンジは、以下のとおりです。

	株式交換比率の算定結果
DCF 法	77.85 ~ 80.77

ストリームは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および妥当性ならびに完全性の検証を行っておらず、その義務を負うものではなく、それらを保証するものではありません。

## ③公正性を担保するための措置

ミライトおよびホープネットは、ミライトが、既にホープネットの普通株式 581 株（平成 30 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 1,196 株に占める割合にして 48.6%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じ））を保有し、またミライトと同一の内容の議決権を行使することに同意している者（同意者）が所有している議決権とを合わせて、ホープネットの議決権の過半数を占めており、ホープネットがミライトの連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しています。

- ・独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ミライトおよびホープネットは、両社から独立した第三者算定機関であるストリームを選定し、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記 3（2）「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ミライトおよびホープネットは、いずれも、第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

## ④利益相反を回避するための措置

ミライトおよびホープネットは、上記③の措置を採ることに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

- ・利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認

ホープネットの取締役である山口孝雄氏および監査役である古賀順一氏はミライトの従業員を兼務しているため利益相反を回避する観点から、ホープネットの取締役会の本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、ホープネットの立場でミライトとの本株式交

換の協議及び交渉に参加しておりません。なお、ホープネットの取締役会における本株式交換に関する議案は、ホープネットの取締役5名のうち、上記山口孝雄氏を除く4名の全員一致により承認可決されております。

4. 株式交換の当事会社の概要 (平成30年6月30日現在)

株式交換完全親会社の概要は、上記6.(1)「処分予定先の概要」をご参照ください。

株式交換完全子会社				
(1) 名称	株式会社ホープネット			
(2) 所在地	東京都千代田区神田淡路町一丁目4番1号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 広瀬 春彦			
(4) 事業内容	労働者派遣事業、有料職業紹介事業、電気通信工事業			
(5) 資本金	55百万円			
(6) 設立年月日	平成18年2月			
(7) 発行済株式数	1,196株			
(8) 決算期	3月31日			
(9) 従業員数	589名			
(10) 主要取引先	NTTコムエンジニアリング株式会社、株式会社ミライト			
(11) 主要取引銀行	株式会社三菱UFJ銀行			
(12) 大株主及び持株比率	株式会社ミライト 48.6%、白熊英二 23.8%、油原俊夫 8.4%			
(13) 当事会社間の関係				
資本関係	ミライトは、ホープネットの発行済株式数の48.6%(581株)を保有しており、親会社であります。			
人的関係	ミライトの従業員2名がホープネットの取締役及び監査役を兼務しており、ミライトの従業員9名がホープネットへ出向しております。			
取引関係	ミライトは、ホープネットへ共通業務の一部をアウトソーシングしている他、電気通信工事の一部を発注しております。			
関連当事者への該当状況	ホープネットは、ミライトの連結子会社であり、関連当事者に該当いたします。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 ※単位：百万円。特記しているものを除く。				
	決算期	平成28年12月期	平成29年3月期	平成30年3月期
純資産		270	282	338
総資産		709	716	867
1株当たり純資産(円)		215,225	236,538	283,304
売上高		2,172	700	3,247
経常利益		▲34	27	50
当期純利益		▲112	16	60
1株当たり当期純利益(円)		▲89,400	13,749	50,891

(注) 平成29年3月期は、決算期変更に伴い3か月決算となっております。

以上